

◆特定空家等の解消に関する相談

〈概要〉

実施日：令和7年11月12日（水）午前10時～11時

〈相談内容〉

・町が特定空家等と認定している物件について、敷地内の草木繁茂、建物の老朽化が激しく、今後、倒壊等の危険も考えられる。登記上の前所有者は既に死亡しており、相続人も存在せず、相続財産法人名義となっている。土地・建物にも抵当権等の設定が残った状態であるため、今後町で取れる手法やその際の注意事項などを相談したい。

〈助言等〉

・過去に2度競売になっており、どちらも購入者がいなかったことで差押も解除されている。最後の差押解除から10年経過すると時効が生じるので、債権者へ町から現状の債権額や今後の方針などを聞いてみることも一つの手段。

・相続財産清算制度や所有者不明土地（建物）管理制度などもあるが、売却先などが見込めるかどうかを考えて制度利用しないと、解決したいことが解決しないままという可能性もある。